

神奈川県中小規模事業者BEMS導入促進事業補助金 効果報告 実施要領

補助事業者は、補助対象システムの効果を把握するために必要な事項を、次により県に報告するものとする。

1 報告する内容

- ・ 効果報告書（別紙）

補助対象システムに係る契約電力、最大電力、電力使用量及び電力料金

（記載方法）

補助対象システムを導入した事業所に係る各月の検針票又は請求書（以下「検針票等」という。）から次の事項を記載してください。

契約電力(kW)：当月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きい値

最大電力(kW)：使用された電力を30分毎に計量し、そのうち月間で最も大きい値

電力使用量(kWh)：各月の電力使用量

電力料金(円)：各月の電力料金

2 提出期日と提出書類

提出期日	提出書類	
	効果報告書	
第1回	「導入月の3月後の月」の検針票を受領した日から30日以内	導入月の14月前の月から3月後の月までの各月について記載
第2回	「導入月の6月後の月」の検針票を受領した日から30日以内	導入月の4月後の月から6月後の月までを追記して報告
第3回	「導入月の9月後の月」の検針票を受領した日から30日以内	導入月の7月後の月から9月後の月までを追記して報告
第4回	「導入月の12月後の月」の検針票を受領した日から30日以内	導入月の10月後の月から12月後の月までを追記して報告

導入月は補助対象システムを導入した日の属する月

< 参考 > 平成 26 年 7 月に導入した場合

	提出期日	提出書類
		効果報告書
第 1 回	26 年 10 月分の検針票 を受領した日から 30 日以内	25 年 5 月から 26 年 10 月までの各月について記載
第 2 回	27 年 1 月分の検針票 を受領した日から 30 日以内	26 年 11 月から 27 年 1 月までを追記
第 3 回	27 年 4 月分の検針票 を受領した日から 30 日以内	27 年 2 月から 4 月までを追記
第 4 回	27 年 7 月分の検針票 を受領した日から 30 日以内	27 年 5 月から 7 月までを追記

3 提出方法

原則、電子メールで提出することとする。

(提出先)

電子メール tiku-e@pref.kanagawa.jp